

**海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
施行令第五条第一項第一号の規定に基づき指
定水底土砂に係る水域を指定**

発令 …… 昭和48年2月26日環境庁告示第18号

最終改正…平成20年2月18日環境省告示第5号

海洋汚染防止法施行令（昭和四十六年政令第二百一号）第五
条第一項第一号の規定に基づき、指定水底土砂に係る水域を次
のように指定し、昭和四十八年三月十日から適用する。

一 港則法施行令（昭和四十年政令第二百十九号）別表第一に掲げ
る田子の浦港の区域

二 北緯三十三度五十八分五十三秒東経百三十三度三十二分九秒の
点、北緯三十三度五十九分三十秒東経百三十三度三十一分十六秒
の点、北緯三十四度三分十三秒東経百三十三度三十五分二十八秒
の点及び北緯三十四度二分三十秒東経百三十三度三十六分二十八
秒の点を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた水域並びに金
生川最下流橋下流の河川水域